





































7.2%と高いが、TPP11では0.9%である。食料品・アルコールではJVEPAは5.6%で、TPP11は6.0%である。プラスチック・ゴム製品ではEPAもTPP11も3.3%、農水産品ではEPAもTPP11も1.4%、化学工業品ではEPAもTPP11も1.3%であった。

したがって、皮革・毛皮・ハンドバッグ等では、日本のマレーシアからの輸入もベトナムからの輸入でも、日本とのEPAの方がTPP11よりも関税削減効果が高いが、その他の業種では、EPAとTPP11の効果はそれほど大きな差はない。

関税削減額では、日本のマレーシアからの輸入においては、日本とのTPP11（1.2億ドル）の方が日本とのEPA（1.0億ドル）をやや上回っている。日本のベトナムからの輸入では、日本とのEPA（5.1億ドル）を利用した場合の方が日本とのTPP11（4.2億ドル）を利用した場合を少し上回っている。しかしながら、日本のベトナムからの輸入におけるTPP11を利用した場合の関税削減額は、発効から7年目には5.1億ドルを超えるので、それ以降はTPP11を活用した方のメリットが大きくなる可能性がある。

#### 参考文献

- 国際貿易投資研究所（2015）「平成26年度ASEAN中国FTA（ACFTA）及びASEAN日本EPA（AJCEP）の品目別の関税削減効果調査事業結果 報告書」、国際貿易投資研究所
- 国際貿易投資研究所（2016）「平成27年度東アジアのFTA効果調査～新たな段階を迎えるミャンマー・カンボジアの関税削減措置の影響～調査事業結果 報告書」、国際貿易投資研究所
- 国際貿易投資研究所（2017）「平成28年度東アジアのFTA及びTPPの関税削減効果調査事業結果 報告書」、国際貿易投資研究所
- 国際貿易投資研究所（2018）「平成29年度東アジアのメガFTA効果と日本企業の対応調査事業結果 報告書」、国際貿易投資研究所